

2025 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 シンバイオ製薬株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長兼 CEO 吉 田 文 紀
(コード番号: 4582)
問 合 せ 先 常務執行役員兼 CFO 成 宮 規 及
(TEL. 03-5472-1125)

第 1 回無担保普通社債の払込完了に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 22 日付の取締役会において決議した、EVO FUND（以下「EVO FUND」又は「割当先」といいます。）に対する第 1 回無担保普通社債（以下「本社債」といいます。）の発行に関して、本日付けで本社債の総額（1,235,000,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本社債の発行に関する詳細につきましては、2025 年 7 月 22 日公表の「第三者割当による第 65 回乃至第 67 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに第 1 回無担保普通社債及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本社債の概要>

1.	名称	シンバイオ製薬株式会社第 1 回無担保普通社債
2.	社債の総額	金 1,235,000,000 円 ※金 1,300,000,000 円から、2025 年 8 月 13 日から 2025 年 8 月 25 日までに行使された第 65 回乃至第 67 回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を控除（但し、32,500,000 円毎での控除とし、32,500,000 円に満たない額は控除の対象としません。）した金額
3.	各社債の金額	金 32,500,000 円の 1 種。各社債の口数は上記「社債の総額」を各社債の金額（32,500,000 円）で除して得られる数とし、本社債は、各社債の金額（32,500,000 円）未満の金額に分割することができない。
4.	払込期日	2025 年 8 月 26 日
5.	償還期日	2026 年 10 月 26 日
6.	利率	年率 0.0%
7.	遅延損害金	年利率 20.0% ※本社債について支払いを怠った場合又は期限の利益を喪失した場合
8.	発行価額	額面 100 円につき金 100 円
9.	償還価額	額面 100 円につき金 100 円
10.	償還方法	満期一括償還 (1) 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」という。）の 5 取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。 (2) 2025 年 8 月 26 日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が 20 取引日連続で基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の 5 取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。 「基準金額」は 84 円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該取引日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。 (3) 当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、

		担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の10取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、当社が割当先又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社の普通株式の株式分割により当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社の普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社がストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、本社債に係る買取契約の締結日時点において既に、開示書類（本新株予約権の発行に係る有価証券届出書及びその届出目論見書（これらの参照書類及び添付書類を含み、提出又は作成された場合は、有価証券届出書の訂正届出書及び目論見書の訂正事項分を含みます。）及び適時開示書類並びに当社の直近の有価証券報告書及び当該有価証券報告書の提出以降に提出された半期報告書（提出された場合は、各報告書の訂正報告書を含みます。）をいいます。）において開示された当社の新株予約権その他これに類似の権利の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合並びにその他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。 (4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。 (5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。 (6) 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。 (7) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から(i)当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した各社債の額面額の累計額及び(ii)第2項に基づき金1,300,000,000円から控除された金額の合計額を控除した額が、本社債の金額（32,500,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日（当日を含む。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。
11.	総額引受人	EVO FUND

以 上